資料１－２－４

意見交換会 議事概要

〔注〕本議事概要は、意見交換会の結果を踏まえて、事務局の責任において編集したものであり、読みやすいように表現を整えた部分や類似する複数の意見を一つにまとめた部分があります。意見の分類も事務局の判断によるものです。

基本的な考え方①

１－①　取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな場合

【論点１】「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな場合」としてどのような場合を規定すべきか。

個人の立場	・規定するものは必要最小限にしてもらいたい。 ・本人に情報が開示され、透明性が確保されていることが必要。具体例は限定的に列挙する形が望ましい。 ・規則も限定的に列挙する形が望ましい。追加的な規定は必要ないのではないか。 ・本人の意思に反しなくて必要性の高いものをできるだけ具体的かつ限定的に規定してもらいたい。
事業者の立場	・２類型を追加するという方向性に賛同する。 ・規則は、限定的に列挙する形ではなく、判断基準や考慮要素を示す形にしてもらえるとありがたい。 ・施行後に事例を積み上げる中で必要が生ずれば規定内容を見直していただきたい。 ・リスクに着目すればＰＥＴｓも役立つのではないか。

【論点２】本人が 16 歳未満の子供の場合について、どのような場合を規定すべきか。

個人の立場	・法定代理人が必ずしも子供本人の権利利益に沿って判断するとは限らないので慎重な検討が必要。
事業者の立場	・方向性に賛同する。

【その他】

個人の立場	・具体的な範囲や判断基準、該当する具体例がなぜ該当するのかを明確化してもらいたい。 ・どこに何をどのような目的で提供しているかをプライバシーポリシーで明らかにすることが必要。

	・「必要やむを得ないことが明らかである場合」の解釈を明確化してもらいたい。 ・ＧＤＰＲ第 49 条との整合性も重要であり、偶発性を判断基準とすることについても検討すべきではないか。 ・事業者による恣意的な拡大解釈や濫用を確実に防止してもらいたい。 ・「必要やむを得ないことが明らかである場合」については、本人が求めた契約上のサービス提供が客観的に不可能であり、あらかじめ提供先や利用目的が明確にされている場合に限定してもらいたい。 ・具体例を示す際には、該当するものだけでなく、該当しないものも示してもらいたい。 ・判断基準としては、本人が合理的に予見可能であることが重要ではないか。 ・子供の個人情報を取り扱う場合には法定代理人の同意か厳格な代替措置が必要なのではないか。 ・消費者の理解が十分でないままに事業者が同意を取得するのはやめてもらいたい。 ・そもそも個人情報を取り扱わせることそのものが危険な事業者もいる。そのような事業者にも本人の同意を取得することなく実施することを認めていいのか。 ・本人の同意を不要とする場合でも本人に通知することで透明性を確保していくべきではないか。 ・そもそも要配慮個人情報については本人同意の取得を不要とすべきではないのではないか。 ・同意が必要な場面での同意の有効性についても今後議論していく必要があるのではないか。
事業者の立場	・他の手段では絶対に契約を履行できないというほどの場合ではないが、契約の履行に通常必要である場合も「必要やむを得ないことが明らかである場合」に含めることはできないか。考え方を示してもらいたい。 ・現在チェックボックスで同意を取得しているものも、本特例に該当する場合は不要になると理解してよいか。 ・医療研究においても本人の意思に反しない範囲で同意を取得することなく取り扱えるとありがたい。 ・想定される具体例を提供していきたい。ガイドラインで示す具体例を充実させてもらいたい。 ・本人からグループ会社関係の問合せを受けて必要な情報連携をするとき等も対象に含めてもらいたい。 ・本改正を歓迎する。考慮要素を示しつつ、柔軟な解釈ができるようにしてもらいたい。 ・同意は一度取得すれば永続的に有効でよいのか。補正を図っていく必要はないか。

２－①　子供の個人情報の取扱いに関する規律

【論点１】利用停止等請求の例外事由としての「取得の状況からみて 16 歳未満の本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として、どのような場合を規定すべきか。

個人の	・例外事由として規定するのは、子供本人の不利益防止のため客観的に不可欠な場合のみにしてもらいたい。

立場	・規定すべきものはない。 ・具体例は限定的に列挙する形が望ましい。
事業者の立場	・方向性に賛同する。

【論点２】利用停止等請求の例外事由としての公開情報に係る例外について、公開主体としてどのような者を規定すべきか。

個人の立場	・方向性に異存はない。 ・規定すべきものはない。 ・国の機関等と同程度のものに限定して規定してもらいたい。
事業者の立場	・方向性に異存はない。

【論点３】法律で規定された利用停止等請求の 11 類型の例外事由に対して、更に例外事由を追加的に規定すべき場合があるか。

個人の立場	・追加的に規定すべきものはない。 ・追加的に規定するのであればその必要性を具体的に示してもらいたい。
事業者の立場	－

【その他】

個人の立場	・年齢確認の方法は、こども家庭庁の検討会の検討結果と同じになるのか明確化してもらいたい。 ・年齢確認は、それ自体がプライバシーを侵害しかねない点に留意する必要があるが、クレジットカードで決済されている場合にはそれを本人のものと考えて 18 歳以上として扱うのも雑なのではないか。 ・年齢確認や法定代理人の同意取得の方法を過剰なものとならない形で明確化してもらいたい。 ・法定代理人の同意取得を実効性のあるものにしてもらいたい。 ・法定代理人がいないと信ずるに足りる相当な理由がある場合には法定代理人の関与は不要となるが、その判断が事業者任せにならないようにガイドラインで具体化してもらいたい。 ・法定代理人が関与するとしても子供本人に対する説明は必要ではないか。ガイドラインで法定代理人だけでなく子供

	本人にも通知するように義務付けてもらいたい。法定代理人が関与するとしても、子供本人の自己決定権が損なわれないようにしてもらいたい。 ・法定代理人が関与することにより子供本人の権利利益が害される場合には法定代理人の関与について例外的な取扱いを認めるべきではないか。 ・虐待等、保護者の関与自体が子供の不利益となり得る場合には、子供のプライバシー等を保障すべき。 ・利益相反となる場合の実効的な規律という観点から、法定代理人による同意が有効となる要件や利用停止等請求ができる場合を検討してはどうか。 ・利用停止等請求のために新たな本人確認書類等の提出を求められると請求の障壁になることから、請求に必要な本人確認書類等を最小限のものとすることを明確化してもらいたい。 ・法定代理人だけでなく子供本人も利用停止等請求が可能であることを周知してもらいたい。 ・ターゲティング広告等に利用されている場合には例外なく利用停止等請求を可能にしてもらいたい。 ・16 歳未満の時期に公開されたデータが成長後にデジタルタトゥーになるケース等、将来的に子供本人の権利利益を侵害し、成長を損ねるおそれがある場合については、利用停止等を可能にしてもらいたい。 ・法定代理人の同意を得て取得した個人データや国の機関等に公開されていた個人データであっても、子供本人が利用停止等を望む場合に、その請求を認めなければ、子供本人の権利利益を害してしまうのではないか。 ・未成年者の最善の利益を優先するとはどういうことか事業者の具体的な責務を含め明確化してもらいたい。 ・法定代理人が子供本人よりもリテラシーがあるとは限らないため、フォローが必要ではないか。 ・ゲームのようなもので学べると正しい判断につながっていくのではないか。
事業者の立場	・柔軟な年齢確認方法を認めてもらいたい。 ・どこまで確認すれば法定代理人の同意を取得したことになるのかを明確化してもらいたい。子供本人の意思と法定代理人の意思が一致しない場合に、事業者としてどちらの意思を優先すべきなのか明らかにしてもらいたい。 ・子供が 16 歳に達する前後における取扱いについて、柔軟に運用してもらいたい。 ・年齢確認に際し、クレジットカードで決済されている場合にはそれを本人のものと考えて 18 歳以上であると扱うことを認めるなど、最大限柔軟に運用してもらいたい。 ・法定代理人の同意が得られていることを前提に利用することを求める規約やプライバシーポリシーに同意してもらうことをもって法定代理人の同意を取得しているサービスがある実態も考慮してもらいたい。 ・広告を表示するために Cookie を送信しているウェブサイトがあるとして、その閲覧のために年齢確認までしなければ

	ならないのかということを懸念している。 ・子供向けサービスの提供に不可欠な取扱い（アカウント維持、本人認証、決済、不正対策等）は「契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合」として利用停止等請求はできないと明確化してもらいたい。 ・不正防止や子供の安全確保の目的（利用停止措置を受けたユーザーの再登録防止等）での取扱い、法令対応や紛争対応の目的での取扱いについては、利用停止等請求ができるのかどうか整理してもらいたい。 ・利用停止等請求権との関係で、合理的なプロセスを踏んだにもかかわらず同意を取得できていなかったことが事後的に明らかになった場合の取扱いを明確化してもらいたい。 ・ガイドラインを整備するに当たっては様々な場面を考慮してもらいたい。 ・漏えい等発生時には法定代理人に通知することになるが、連絡先をどう把握するのかという課題がある。 ・規則やガイドラインの規定が細か過ぎると事業者の実務が過度に縛られ硬直化する点が懸念される。 ・何が許容され何が許容されないのか共通認識を明確にしつつも、事業者がリスクベースで柔軟に判断できるように一定の裁量を残してもらいたい。

２－②　顔特徴データ等に関する規律

【論点１】本人規律の適用対象となる「特定生体個人情報」に係る「特定生体個人識別符号」として、どの個人識別符号を対象とすべきか。

個人の立場	・顔特徴データを対象とする方向性に賛同する。 ・今後の技術進展等に対応していく必要がある。歩容データや声紋データも将来的には対象としてもらいたい。 ・歩容データ、声紋データ、DNA、指紋データ、掌紋データも対象とすべきではないか。 ・歩容データや声紋データは、本人の関知なく取得されるため、対象としてはどうか。 ・DNA を除くものを対象としてはどうか。 ・生体データは広く入れてもらいたい。全て対象としてもよいのではないか。
事業者の立場	・顔特徴データを対象とする方向性に賛同する。 ・個人識別符号を要件に当てはめるに当たっての比較基準や検討プロセスに説得力がない。 ・単なる顔画像など、識別処理をしていないものが対象外であることを明確化してもらいたい。

【論点２】どのような周知方法、どのような周知事項を周知義務に関して規定すべきか。

個人の立場	・令和５年に委員会が示した周知方法・周知事項を参考にする方向性に賛同する。 ・文字が判読可能な大きさであることも重要。 ・施設の場合には施設内にも掲示することを原則とするなど要件を明確化してもらいたい。 ・専門家ではない普通の個人による利用停止等請求の障壁を低くする観点から具体化してもらいたい。 ・利用停止等請求の窓口は周知事項として必須ではないか。 ・本人が子供である場合の法定代理人に対する周知方法を別途考える必要があるのではないか。 ・スマートグラス等の場合における周知方法も考える必要があるのではないか。 ・カメラをある場所に置く必要性や本人が撮られたくないと思った場合の対処法も明示させるべきではないか。 ・保存期間や第三者提供の有無についても周知事項にしてもらいたい。 ・共通のアイコンのようなものが使われるとわかりやすい。 ・必要な周知方法や周知事項は、利用目的によっても変わり得るのではないか。 ・高齢者や子供にも理解可能な周知方法にしてもらいたい。
事業者の立場	・リスクを下げる技術的措置が講じられている場合の当該措置も周知事項としてはどうか。 ・移動式カメラ等も念頭に置いた周知方法をリスクベースで考えていくべきではないか。 ・移動式カメラの場合にも実施可能な周知方法として事業者が選択可能なものにしてもらいたい。 ・本人が子供である場合の法定代理人に対する周知方法としては、個別に通知する方法だけではなく、ウェブサイトに掲示するといった柔軟な方法も認めてもらいたい。 ・掲示と URL、QR コードを組み合わせて階層的に周知するという方向性に賛同する。

【論点３】法律で規定された、利用目的等の周知義務が不要となる３類型の例外事由に対して、更に追加的に規定すべき例外事由があるか。

個人の立場	・追加的に規定すべきものはない。 ・真に必要なものに限定してもらいたい。
事業者の立場	－

【論点４】利用停止等請求の例外事由としての「当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号の作成の状況又は当該特定生体個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として、どのような場合を規定すべきか。

個人の立場	・追加してほしいという意見はない。真に必要なものに限定してもらいたい。
事業者の立場	・方向性に賛同する。

【論点５】法律で規定された利用停止等請求の９類型の例外事由に対して、更に例外事由を追加的に規定すべき場合があるか。

個人の立場	・追加的に規定すべきものはない。
事業者の立場	－

【その他】

個人の立場	・周知は利用停止請求の壁の除去につながるものであり、具体化してもらいたい。 ・生命、身体、財産等を害するおそれがあることを理由に利用停止等請求ができない場合が広がり過ぎることのないように明確化してもらいたい。 ・利用停止等請求を拒否する場合の説明責任、異議申立、苦情申出、救済手続等も明確化してもらいたい。 ・本人同意を取得している場合でも利用停止等請求については認めるべきではないか。 ・防犯目的があるとしても利用停止等請求はできるようにしてもらいたい。 ・従業員が会社に対して利用停止等請求をしても働く権利は侵害されるべきではない。 ・漏えい等発生時に権利利益の回復を図るため本人に何ができるかという議論も重要。 ・顔特徴データ等の保存期間は最低限のものとし、不要になったら完全に消去してもらいたい。
事業者の立場	・認証サービスにおいて、登録時に説明をし、同意を取得している場合には、重ねて周知する必要がないことを明確化してもらいたい。

	・本人が認証を受けるために顔特徴データ等を能動的に提供している場合は規律の対象外にしてもらいたい。 ・統計分析の過程で瞬間的に顔特徴データを取得し、即時に削除する場合については、法の趣旨からして規律の対象外にすべきではないか。 ・顔を識別して写真を整理するソフト等がどのように扱われるのか明確化してもらいたい。 ・本人から利用停止等請求を受けた場合において、再取得や再識別を防止するため最低限保持する必要のある顔特徴データ等については、利用停止等請求ができないことを明確化してもらいたい。 ・取扱いに係るリスクを下げる技術的措置の具体例をガイドラインで示していくことが重要ではないか。

基本的な考え方②

１－①　統計作成等の特例

【論点１】「個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」として、作成行為において講ずべき担保措置としてどのような要件を規定すべきか。

個人の立場	・担保措置を要件とする方向性に賛同する。極めて厳格なものにしてもらいたい。 ・高度なプライバシー保護技術、プライバシー影響評価、提供元での仮名化・匿名化措置も要件化してもらいたい。 ・統計情報等から個人情報等が復元されないことが最も重要。そのことを明確化してもらいたい。 ・ＰＥＴｓも多種多様であり、具体的に示すことが望ましい。委員会で技術的評価をするのも一案。 ・必要がなくなった個人情報等は、速やかに、即刻削除してもらいたい。その点を含めて担保措置に具体的な基準を設けてもらいたい。 ・担保措置の実効性を確保する仕組みも必要なのではないか。
事業者の立場	・プライバシーマーク、ＩＳＭＳ、ＩＳＯ/ＩＥＣ２７７０１、ＰＩＡ、分野別ガイドラインへの準拠なども担保措置として認めてもらいたい。新規の基準を設けるのは避けてもらいたい。 ・統計作成上の必要性、利用可能な技術、検出精度等を踏まえた合理的な担保措置にしてもらいたい。 ・事業者が過剰な対応をしなくて済むように最低限必要な措置や措置の具体例を示してもらいたい。 ・システムを提供している大きな事業者がそれを利用している小さな事業者のデータを活用してＡＩを開発する場合に、後者の体制整備を厳しくし過ぎないで、前者の体制整備で担保することを認めてもらいたい。 ・単純な提供だけでなく、自社のデータと他社のデータを掛け合わせるものや自社では専ら統計処理だけを行うものなど、様々なビジネスモデルがあることも考慮の上、提供元と提供先の責任分界を整理してもらいたい。 ・ＰＥＴｓといっても様々なものがあり、どのようなものが望ましいか検討してもらいたい。 ・ＰＥＴｓを含む特定の措置はあくまで一つの手段として位置付けてもらいたい。事業者が既に取り組んでいる安全管理措置の取組を活用できるようにしてもらいたい。 ・統計作成等の特例における安全管理措置が従来のものよりも上乗せされるものでないことを明らかにしてもらいたい。その上で、その具体的な内容を明らかにしてもらいたい。 ・既存の安全管理措置の考え方が踏襲されると分かりやすい。 ・統計情報等からの復元の防止については、プロンプト入力や出力制御による管理も認めてもらいたい。 ・復元防止や目的外利用防止については、結果責任ではなく、措置義務として整理してもらいたい。措置した上で復元

	されてしまった場合には遡って要件を欠くこととならないことを明らかにしてもらいたい。 ・統計作成等を継続して行う間は、個人情報等の保有を認めてもらいたい。消去する際の消去の範囲は、現実的かつ合理的なものにしてもらいたい。 ・個人情報等の利用が必要となる範囲には、再学習、検証、説明責任履行が含まれることを明らかにしてもらいたい。利用の必要がなくなる時点の判断基準を示してもらいたい。 ・他省庁が示しているモデル契約等に取り入れられるように働きかけてもらいたい。 ・統計作成等を継続して行う間はデータの保有を認め、不要となったデータの消去については実務に即した合理的な基準を示してもらいたい。

【論点２】「統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為」のうち、「個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」に当たらないものとして除外・限定すべきものはあるか。

個人の立場	・個人に直接影響を及ぼす手法を伴うものを制限する方向性に賛同する。特に判断能力が未発達な子供に対する反応テストといったものは子供の最善の利益に反する。 ・プロファイリング、集団としての不利益をもたらすものや違法に公開された情報を取得・収集するものは制限してもらいたい。本人が望まない形で公表されている情報については、オプトアウトできるようにしてもらいたい。
事業者の立場	・個人に直接影響を及ぼす手法を伴うものを制限する方向性に異論はない。 ・本人にアプローチすることが制限されるのは、ＡＩ開発の過程で特例により取得した個人情報等の記述等を利用する場面に当てはまるものであり、開発後のＡＩを利用する場面には当てはまらないことを明らかにしてもらいたい。この要件についても、結果責任ではなく、措置義務であると整理し、措置が取られているかどうかの基準を示してもらいたい。

【論点３】公表方法として、どのような方法を規定すべきか。

個人の立場	・自社のウェブサイトで公表する場合の公表方法に賛同する。 ・本人が容易に閲覧できる形で公表してもらいたい。 ・自社のウェブサイトで公表するだけでは把握困難であり、一元的に検索できてこそ本人による権利行使の実効性が担保される。委員会が指定するウェブサイトでも公表することが望ましい。自社のウェブサイトと委員会が指定するウ

	ェブサイトの両方で公表してもらいたい。 ・取扱いの開始前にあらかじめ公表してもらいたい。 ・ウェブサイトで公表したところで本人にリーチできるかどうか疑問。
事業者の立場	・列挙されている要件を全て満たすことを求めるのではなく、透明性・検索性が確保されている限りにおいて、事業者の選択に委ねてもらいたい。プライバシーポリシー等に掲載する方法やウェブページにリンクを貼る方法も認めてもらいたい。 ・セキュリティ対策としてクローリング防止をしている場合がある。特定のページだけ解除することを求めれば負担が大きくなる。検索性は委員会が指定するウェブサイトで公表すれば確保される。一律に解除することを求めるのではなく、何を見えるようにしておく必要があるのかを示すなど柔軟なものにしてもらいたい。 ・小さな事業者にとって委員会が指定するウェブサイトで公表する方法は有益。 ・必要に応じて容易に更新できるよう、各社が自社のウェブサイト上で公表することが望ましいと考える。 ・委員会が指定するウェブサイトで公表する方法は、あくまで選択肢の一つとしてもらいたい。個人情報保護法には様々な公表義務がある中で、今回だけ公表方法を細かく限定するのはバランスを欠く。 ・委員会が指定するウェブサイトで公表する場合には、通知から公表までタイムラグが生じる。公表義務は通知をした時点で果たされるのか公表された時点で果たされるのか明らかにしてもらいたい。通知から公表までにリードタイムが生じないようにしてもらいたい。 ・特定のキーワードについては定型文として早期に示してもらいたい。 ・必要な期間というのは、提供前の待機期間なのか、提供後を含む継続期間なのかを明らかにしてもらいたい。前者である場合については、ビジネススピードを阻害しないものにしてもらいたい。後者である場合については、目安を示してもらいたい。 ・多数の提供元から受領する場合には、提供先が一括して公表する方法も認めてもらいたい。

【論点４】公表事項として、どのような事項を規定すべきか。

個人の立場	・苦情の申出先は必須。他方、その申出先が機能しなければ実効性がない。 ・利用目的、対象情報の具体的な範囲、要配慮個人情報の有無、未成年者の情報の有無、データセットの種類、法人番号、提供元、取得経緯、取扱期間、提供する際の加工のレベル、安全管理措置の概要、組織体制、内部ルール、安全性、オプトアウトの可否や方法、削除日、不適正利用に当たらないこと等も公表してもらいたい。

	・担保措置の概要を記録事項とするのであればそれも公表すればよいのではないか。 ・特に子供・教育向けのサービスについては学習データの出所を確認・検証できることが重要。 ・公表事項は、子供本人や法定代理人も理解できるようにしてもらいたい。
事業者の立場	・公表事項の粒度が細かくなると頻繁な変更が必要になる。ある程度類型化して公表することや時期を期間の形で公表することも許容してもらいたい。 ・ＧＤＰＲも踏まえ、過度に詳細な開示を求めることなく、柔軟な制度設計としてもらいたい。詳細な開示を求めることは、企業の機密情報保護の観点から懸念がある。 ・代表者の氏名等については既存の会社情報を参照する形で代替する方法、取扱予定期間については期間の目安やその期間を決定する基準を掲載する方法も許容してもらいたい。 ・対象情報の内容のうち、個人情報の概要、性質、項目等についてはカテゴリー単位の記載、取得の経緯については類型的な記載を許容してもらいたい。そうでなければ営業秘密が推知される等の支障を来す。 ・公表事項のうち統計作成等の内容は、分野を示す程度で足りることを明らかにしてもらいたい。 ・担保措置の概要を公表事項にしてもいいのではないか。 ・本人による取扱いの把握と権利行使に必要な範囲に限定してもらいたい。 ・本人の権利行使のために必要な事項の範囲とその特定方法を明らかにしてもらいたい。 ・提供元に対するものも含めて苦情の申出先を提供先に一元化する方法を許容してもらいたい。

【論点５】公表事項のうち、簡易な変更の対象をどの事項とすべきか。

個人の立場	・本人の権利利益に実質的に影響がない事項に限定し、取扱期間の延長は対象とすべきではない。 ・どのような事項が軽微な事項に当てはまるのかを明確化してもらいたい。 ・事業者の名称を対象とするのは、法人番号を公表している場合に限定してもらいたい。
事業者の立場	・データ項目の削減、取扱いの実質が変わらない組織再編に伴う承継、合理的な範囲での取扱予定期間の延長、公表済みの目的の範囲内でのＡＩ改善、提供元の追加も対象としてもらいたい。 ・提供元の倒産、解散等により変更の公表に協力してもらえない場合の手続を示してもらいたい。

【論点６】第三者提供時の記録事項として、どのような事項を規定すべきか。

個人の	・記録事項に賛同する。

立場	・トレーサビリティを確保する観点から取扱期間を過ぎても一定期間は記録を保持してもらいたい。
事業者の立場	・提供年月日については、現行制度と同様に、ある程度の期間をまとめて記録することを認めてもらいたい。 ・公表事項と重複する記録事項は簡略化することを認めてもらいたい。公表事項の写しを保存することによって記録に代えてはどうか。 ・継続的・反復的な提供については、一括的・包括的な記録の作成を認めてもらいたい。提供元と提供先の間の合意書等に記載することや合意書等を参照することで記録に代えられるようにしてもらいたい。 ・仮名化等によって本人の識別性を下げた場合にも本人を特定するに足りる事項を記録すると、再識別のリスクを高めかねない。他の方法により本人を追跡可能な場合には、記録の省略や簡素化を認めてもらいたい。本人からの開示や利用請求等にどこまで対応できれば足りるのかを明らかにしてもらいたい。 ・提供先の担保措置の概要を提供元が記録する際の記録方法は柔軟なものを認めてもらいたい。

【論点７】基準適合体制の「基準」、相当措置の継続的な実施を確保するために「必要な措置」及び「当該必要な措置に関する情報」として、どのような事項を規定すべきか。

個人の立場	・基準については一切妥協することなく整理してもらいたい。 ・国内に代理人を指定するなり提供先の不履行時の責任を提供元に負わせるなりして厳しくしてもらいたい。 ・相当措置が継続的に実施されているか定期的なモニタリングのようなものも必要ではないか。 ・外国にある第三者からさらに移転するケースも踏まえて検討してはどうか。 ・外国政府からアクセスされるリスクを評価し、その結果を公表してもらいたい。 ・必要な措置に関する情報を公表するだけでなく、理解されやすいように工夫してもらいたい。
事業者の立場	・現行の越境移転規制との具体的な差分を明らかにしてもらいたい。

【その他】

個人の立場	・個人情報等が復元された場合には漏えいとして報告・本人通知の対象になることを明確化してもらいたい。 ・公表事項を変更する際には変更したことがわかるようにしてもらいたい。 ・外国で要配慮個人情報を取得できる者も基準適合体制が整備されている者に限定してもらいたい。 ・そもそも要配慮個人情報の取得に統計作成等の特例を設けることに賛同しているわけではない。

事業者の立場	・特例は同意を取得して提供する場合よりも使いやすい制度としてもらいたい。そのためにも規則で定める内容は原則的なものとし、詳細はガイドライン等で柔軟に示してもらいたい。課徴金という出口で規律を担保する以上は、入口の要件はリスクベースの柔軟かつ予見可能性の高いものとしてもらいたい。 ・ＡＩ開発における追加学習、評価、更新等の継続的な改善も特例の対象となり得ることを明らかにしてもらいたい。具体的なユースケースを示してもらいたい。 ・学習、推論、出力等の段階に応じて、特定の個人との対応関係の排斥がどの程度求められるのか、事業者がどのようなプロセスを踏んでいれば統計作成等として整理できるのかを明らかにしてもらいたい。 ・提供元と提供先との間の書面による合意として利用規約等を用いた電子的な書面による合意も認めてもらいたい。 ・分野別のガイドラインが特例利用の妨げとならないように整理してもらいたい。 ・違法な差別などにつながる統計やＡＩモデルがどのようなものかについて、判断基準をガイドライン等で示す必要があるのではないか。又は検討の場が必要ではないか。 ・医療分野のガイダンスは、小規模な事業者にとっても有用であり、わかりやすいものを整備してもらいたい。規則の整備と同時期に整備を進めてもらえるとありがたい。

２－①　委託先における個人データ等の適正な取扱い

【論点１】契約において定めるべき「取扱いの方法」として、どのような事項を規定すべきか。

個人の立場	・委託先が再委託する場合に委託元の了承を得ること、対象となる個人情報等を自社のＡＩ学習に使わないこと、委託先の義務が免除されるとしても不正取得や不適正利用ができるわけではないということ、不正取得や不適正利用によって本人に損害が生じた場合には委託元が責任を負うこと、再委託の有無と条件、アクセス権限を持つ者の範囲等も契約上明らかにしてもらいたい。 ・海外の法制度も踏まえて検討してもらうとよいのではないか。
事業者の立場	・取扱いの方法として定める事項に賛同する。追加すべきものはない。 ・対象データの種類、処理目的、処理期間等の本質的事項に限定し、技術的・運用的な詳細や安全管理措置等の非本質的事項は委託先の裁量を認めてはどうか。この点はＥＤＰＢのガイドラインも参考になる。 ・委託元が委託先にデータ処理を委託する状況は多岐にわたるため、規則において内容について細かく規定を設けるべきではなく、そうしたあらゆる状況に対応できるだけの柔軟性を備えている必要がある。 ・個人情報等の項目を顧客の連絡先情報、購買履歴等のカテゴリー単位で定めること、処理の内容を処理の類型によっ

	て定めることを許容してもらいたい。評価・加工の基準は、委託元が示す仕様で足りるものとしてもらいたい。使用ツールや作業手順は、委託先の裁量に委ねられるようにしてもらいたい。ＳａａＳ等の提供サービスに委託する場合の評価・加工の基準は、委託元が理解し、指示できる程度の類型的な記載で足りるものとしてもらいたい。取扱いの期間は、委託期間、委託の終了までとする定め、自動更新条項で足りるものとしてもらいたい。国又は地域は、クラウド等で処理地域が変わり得る実態を踏まえて、幅のある特定を認めてもらいたい。物理的なサーバーの所在地や全処理工程の特定までは求めないでもらいたい。

【論点２】契約において所定の事項を定める方法として、どのような方法を規定すべきか。

個人の立場	－
事業者の立場	・書面による方法とする方向性に賛同する。 ・基本契約で大枠を定めて、個別契約、発注書、仕様書、管理画面の設定等で具体化する方法を認めてもらいたい。標準約款であっても委託元が確認し、選択・同意したものであれば委託元の指示として評価できることを明確化してもらいたい。既存の委託契約で要件が満たされるなら改定が必要とならないようにしてもらいたい。

【論点３】その他契約において定める事項として、どのような事項を規定すべきか。

個人の立場	・委託契約の期間、委託先において従業員教育を適切に行うこと、必要に応じて委託元が委託先を調査できる権限があることも定めてもらいたい。 ・委託元と委託先が責任を負う内容や両者の責任者が明確化されるとよいのではないか。 ・業務の内容は具体的に定めてもらいたい。 ・委託が終了した場合に個人情報等を消去したことを確認してもらいたい。
事業者の立場	・追加的に定めるべきものはない。 ・通常の水準で足りるものとしてもらいたい。具体的な実施方法は、当事者間の合意に委ねてもらいたい。取扱いに関する記録の作成・報告は、委託先が標準的に提供する管理画面等の活用で足りるものとしてもらいたい。 ・委託先の状況の把握についてはリスクに応じた比例的な措置を認めてもらいたい。

【その他】

個人の立場	・委託元が委託先に実質的には丸投げをするケースもある中で、委託元が委託先の取扱いを把握できて、必要な場合には取扱いを停止できることが担保されていることが大切。 ・専門的な法務ノウハウのない現場でも活用できるモデル条項があるとよい。 ・委託先が委託元に必要な情報を報告しても、委託元が漏えい等報告を適切にしなければ困る。 ・本人による監視のためにも委託先を把握する手立てがあるとよいのではないか。
事業者の立場	・規則で定めるものは、ＧＤＰＲも参考にして、柔軟性の高いものにしてもらいたい。 ・クラウドやＳａａＳを利用する場面を含めて実務に即した事例を示してもらいたい。

２－②　漏えい等報告・本人通知義務

【論点１】本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として、どのような場合を規定するか。

個人の立場	・拡大解釈がされることのないように明確かつ限定的に定めてもらいたい。 ・本人が自分の行動で身を守る必要がない場合に限定してもらいたい。 ・それ単体ではおよそ意味を持たない情報に限定してもらいたい。他の情報と組み合わせることで意味を持つものは除外してもらいたい。判断基準や代替措置を明確化してもらいたい。 ・それ単体では意味を持たない情報といっても、元の情報が導き出されるリスクを否定できない。もっと厳しく絞り込む必要があるのではないか。 ・それ単体ではおよそ意味を持たないといえる情報があるとは思えない。事業者として本人に伝えた方がよい。
事業者の立場	・委託先、共同利用者、グループ会社等の漏えい元の管理下にある者や守秘義務を負う者との間でのみ共有している識別子、それ自体では本人に到達できず二次被害のおそれもない機械ログ等、漏えい元が保有する他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できない情報、同一顧客の情報を既に保有するグループ会社間で誤送信した場合における同一顧客の情報、事業者と本人のみが知り得る契約番号等、既に利用されていない識別子やメールアドレス、本人により適法に公開されて閲覧可能になっている情報、事業者固有の方法でハッシュ化して他社が照合できない端末識別子やメールアドレス等もそれ単体では意味を持たない情報になるのではないか。広告主向け識別子（ＩＤＦＡ）のように本人への連絡や二次被害につながりにくいものも対象としてはどうか。 ・本人に実質的な損害をもたらす重大なリスクを生じさせるレベルに達していないものも対象としてもらいたい。

	・本人が二次被害の防止等のための措置を講ずる必要性が少ない場合に当たるかどうかの判断基準を示した上で、その基準に沿って事業者が判断することとしてはどうか。 ・クレジットカード決済のセキュリティ対策が強化されてきているため、クレジットカード番号のみが漏えいしたとしても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合と評価できないか。 ・鍵付きでハッシュ化し、鍵を削除したものが漏えいした場合も例示に加えてもらいたい。 ・本人通知の代替措置として、事案の性質に応じて、例えば問合せ窓口の設置、対象者に限定した周知等、社外への公表を前提としない柔軟な方法も認めてもらいたい。

【論点２】どのような体制・手順について第三者の確認を受けた場合を合理化の対象とするか。

個人の立場	・体制・手順が実行されることが重要。定期的なインシデント訓練や演習の実施なども要件にできないか。 ・子供の個人データが漏えいした際には保護者への連絡や子供の心のケア相談窓口の周知も必要ではないか。 ・漏えいした個人データの内容によって必要となる手順は異なるのではないか。
事業者の立場	・基本的な事項に限定し、確認方法はチェックリスト等の簡易なものとしてもらいたい。

【論点３】どのような漏えい等事案を合理化の対象とするか。

個人の立場	・本人の数が１名である事案を対象とする方向性に賛同する。それで十分かどうかは精査してもらいたい。 ・本人通知が行われていること、回収・消去が済んでいること、要配慮個人情報が漏えいしていないこと、漏えいを繰り返していないことなど要件として上乗せしてもらいたい。 ・漏えいした原因も加味した方がいいのではないか。 ・本人の数が１名であっても本人に与える影響が大きい場合もあるのではないか。
事業者の立場	・本人の数が１名である事案を対象とする方向性に異論はない。 ・本人が住所変更の届出をしないこと等による事業者に帰責性のない誤送信も合理化の対象としてもらいたい。 ・第三者によって閲覧されていないと推測できる場合なども合理化の対象としてもらいたい。

【論点４】体制・手順に係る確認を行う第三者の範囲について、どのように規定するか。

個人の	・認定個人情報保護団体を確認主体とする方向性に賛同する。

立場	・認定個人情報保護団体も多種多様。委員会が関与する形で絞り込みが必要ではないか。 ・認定個人情報保護団体以外の事業者団体も役割を限定すれば受皿になるのではないか。 ・認定個人情報保護団体を確認主体とすることが妥当かどうかではなく、どのような仕組みを持った団体であれば、確認主体として適切かを考えるべき。消費者の関与も必要ではないか。仕組みとしては「ＤＸ時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」が参考になるのではないか。
事業者の立場	・認定個人情報保護団体を確認主体とする方向性に賛同する。 ・プライバシーマーク、ＩＳＭＳ、ＩＳＯ/ＩＥＣ２７７０１等の審査・認証機関や監査法人等、必要な専門性と独立性を有する者も確認主体に加えてもらいたい。

【論点５】サイバー対処能力強化法によるインシデント報告の基準との整合性をどう確保するか。

個人の立場	・整合性を確保するための整備をする方向性に賛同する。 ・サイバー攻撃に関するものは他の法令も踏まえて報告義務を簡素化していくことが必要。報告期限もそろえていくことがセキュリティとプライバシーの整合性を考えたときに必要。 ・報告の範囲が現行制度のものよりも狭くなることのないように配慮してもらいたい。 ・本人通知は従来どおり行ってもらいたい。
事業者の立場	・整合性を確保するための整備をする方向性に賛同する。サイバー攻撃に起因するものは、攻撃の痕跡があるものや蓋然性の高いものに限定してもらいたい。

【論点６】違法な個人データの第三者提供を報告対象事態とすべきか。

個人の立場	・個人データの内容や件数を問わず報告対象とする方向性に賛同する。 ・統計作成等の特例の要件を満たさない提供も該当することを明確化してもらいたい。 ・委員会として把握したら提供された個人データの消去を命令する等の必要な措置を講じてもらいたい。
事業者の立場	・違法な個人データの第三者提供を報告対象とするとしても、漏えい等報告の趣旨や法律の規定との関係を整理した上で、対象を限定的に定めてもらいたい。具体的には、本人同意も法定の例外もない提供に限定してもらいたい。内容や件数を問わず報告対象とするのは悪質な事案に限定してもらいたい。同意の有無や範囲について本人と見解が一致しない場合には事業者が合理的な根拠に基づき同意を得ていたと判断されるものは対象外としてもらいたい。法的評価に合理的な疑義がある場合は、報告対象であると合理的に判断できた時点を「知った」ときとしてもらいたい。自

	主的な発見や是正を妨げないように報告内容の簡素化等の配慮をしてもらいたい。 ・違法な個人データの第三者提供であっても、本人に実質的な損害をもたらす重大なリスクを生じさせるレベルに達していないものは対象とすべきではない。 ・提供当時は適法だと認識していたものがＱ＆Ａの更新や解釈の明確化により違法のおそれが生じた場合にどうしたらいいのかということを含めて予見可能性が確保されるようにしてもらいたい。

【その他】

個人の立場	・それ単体では意味を持たない情報であっても、漏えいしている時点で安全管理措置か何かに問題があるのであり、本人通知は必要なのではないか。 ・本人に通知をした上で、悪用されるおそれがないことを伝えた方が、誠意が見えて望ましいのではないか。 ・事業者においては、漏えいが発生した場合には、本人が講ずることのできる措置を含めて、丁寧に説明してもらいたい。確認や相談ができる仕組みを設けてもらいたい。 ・漏えい等報告を合理化して得をするのは頻繁に漏えいする事業者。合理化する必要はあるのか。 ・漏えいによる被害を防止し、抑制するためには、保有するデータの最小化、保存期間の明確化、不要な情報の削除、安全管理措置の強化、本人の保護・救済が重要。 ・漏えい等報告を受けて委員会が一般向けに注意喚起を行うといった制度運用そのものには意味がある。 ・本人通知においては原因も通知しなければならないが、わからない場合が多く、実効性に疑問がある。
事業者の立場	・合理化の対象を検討するに当たっては過去の事案の分析が重要。継続的に検討を進めてもらいたい。 ・認定個人情報保護団体の負担への配慮や機能強化の支援をお願いしたい。 ・サイバー対処能力強化法だけでなく、電気通信事業法等の他法令に基づく報告も含めて、報告の窓口、様式、提出情報の一元化を進めてもらいたい。 ・サイバー攻撃に起因しないものでも、第三者による閲覧やクローリングがなかったと合理的・技術的に説明できるものについては報告対象から除外することを強く要望する。 ・漏えいした可能性を完全に否定できなければ報告対象となる現在の運用を見直して、委員会が早急に把握すべき事態に重点化して報告対象としてもらいたい。 ・本人の権利利益の侵害のおそれが少ないものは漏えい等報告や本人通知の対象から除外してもらいたい。 ・委託先が速報を済ませている場合には委託元の速報を免除してもらいたい。確報については委託先と委託元が連名で

	行えるようにしてもらいたい。

基本的な考え方③

１－①　連絡可能個人関連情報の不適正利用及び不正取得の禁止

【論点】特定の個人に対する連絡等が可能となる記述等として規定すべきものがほかにあるか。

個人の立場	・ＩＰアドレスや、デバイスフィンガープリント・Unified ID 2.0 等のポスト Cookie と呼ばれるものが連絡可能個人関連情報に含まれるかどうか明確化してもらいたい。住所、電話番号、メールアドレス、Cookie ID 等をハッシュ化したものが連絡可能個人関連情報に含まれるかどうかも明確化してもらいたい。これらがもし含まれないのであれば、新たに規定すべきではないか。 ・Cookie ID 等に何が含まれるのかをガイドラインで明確化してもらいたい。 ・新たに規定すべきものは思い当たらないが、新しい連絡の手段や手口が出現すればためらわず追加してもらいたい。 ・メールアドレスを推定可能な大学名と学籍番号やＳＮＳアカウントにたどり着くことのできるアバターの画像も連絡可能個人関連情報に該当するものとして例示してもらいたい。 ・技術の進展に迅速に対応する観点からは、規則で定めるべき記述等の考え方や基準のようなものをあらかじめ決めておくことが有効ではないか。
事業者の立場	・追加的に規定すべきものはない。将来的に追加しようとする場合、事業者との議論や調査を尽くしてもらいたい。 ・Cookie ID 等に該当する記述等の範囲が広がり過ぎないように慎重に整理してもらいたい。ＩＭＥＩやＳＮＳのＩＤが該当するのであれば、どのように取得し、利用することが禁止されるのかイメージを明確化してもらいたい。禁止するのは犯罪利用等に限定してもらいたい。個人の連絡先と業務上の連絡先を区別してもらいたい。正当な利用が萎縮しないようにしてもらいたい。 ・有効期限が切れた Cookie ID、使われていない電話番号、転居により連絡できない住所や、自社サービス内でしか通知できないＩＤ等であって他の事業者が保有するものについては、連絡可能個人関連情報に該当しないと整理してもらいたい。

【その他】

個人の立場	・将来的には連絡可能個人関連情報も個人情報として位置付けてもらいたい。
事業者の立場	－

１－②　オプトアウト制度の強化

【論点１】確認義務における提供先の確認方法としてどのような方法を規定すべきか。

個人の立場	・本人確認書類の検証等により確認することを求める方向性に賛同する。 ・法人の場合には登記事項証明書だけでなく窓口担当者の本人確認や所属も確認してもらいたい。 ・利用目的については、具体性のある形で確認した上で、不審な点があれば追加的な資料の提出を求めるといったことも必要になるのではないか。実効性を確保してもらいたい。 ・既に確認を行った提供先に対して再度提供を行う場合でも、利用目的や事業内容、代表者等に変更があった場合には、改めて厳格な方法で確認してもらいたい。一定期間が経過した場合にも厳格な方法で確認してもらいたい。
事業者の立場	－

【論点２】確認義務の例外となる情報の公開主体としてどのような者を規定すべきか。

個人の立場	・外国政府等を定める方向性に賛同する。 ・公の利益に配慮して必要最小限度の公開主体を定めてもらいたい。 ・個人データが公開されているものであるかどうかと、その個人データを集積して第三者に提供した場合に本人の権利利益を害するかどうかは別問題。追加的に規定すべき公開主体はない。
事業者の立場	－

【論点３】確認義務に係る法律上の例外事由に加えて、更に例外事由とすべき場合があるか。

個人の立場	・加えるべき例外事由はない。 ・加えるとしても慎重に検討してもらいたい。
事業者の立場	－

【論点４】記録義務の記録事項として何を規定すべきか。

個人の	・記録事項に賛同する。

立場	・利用目的、申告された利用目的が守られているかどうか、利用目的の変更内容も記録してもらいたい。 ・本人確認書類そのものは保存しないようにしてもらいたい。
事業者の立場	－

【論点５】オプトアウト届出事業者が個人データの提供を受ける際の確認義務について、提供元に係る事項の確認方法を厳格化すべきか。

個人の立場	・厳格化する方向性に賛同する。
事業者の立場	－

【論点６】オプトアウト届出事業者が個人データの提供を受ける際の記録義務について、記録事項として追加的に規定すべきものはあるか。

個人の立場	・記録事項に賛同する。 ・利用目的が守られているかどうかや利用目的の変更内容も記録してもらいたい。
事業者の立場	－

【論点７】個人情報保護委員会への届出事項として追加的に規定すべきものはあるか。

個人の立場	・本人通知等の具体的な方法を追加する方向性に賛同する。 ・オプトアウト制度は、本人が第三者提供の事実を認識して、実際にオプトアウト権を行使できてこそ実効性を持つ。また、届出事項は、本人とオプトアウト届出事業者とのコミュニケーションとしての意味合いもある。そのため、問合せ窓口、オプトアウト権の行使方法、標準的な処理期間、対応状況の確認方法、オプトアウトに費用がかからない旨を届出事項に追加してもらいたい。 ・本人通知等の具体的な方法だけでなく、それが実行されていることも届け出てもらいたい。 ・本人通知等の具体的な方法を読んだ本人が実際にオプトアウト権行使の窓口にたどり着くかどうかの観察実験をして

	みて、その結果を届出事項の見直しに反映してはどうか。 ・誰にでも理解できるように記載してもらいたい。
事業者の立場	－

【その他】

個人の立場	・不正に持ち出された個人データの流通を防止するには、提供元の身元だけでなく取得経緯を確認することが重要であり、資料によって適切に確認してもらいたい。 ・オプトアウトに際して不要な個人情報の提出や過度な手続負担を求めたり、手数料を求めたりしてはならないことを明確化してもらいたい。 ・提供先の利用目的について申告を受けるだけでは実効性に疑問があるため、提供後の運用状況まで含めて確認させるべきではないか。 ・個人データが公開されているものであるかどうかの判断が事業者任せにならないように明確化してもらいたい。 ・委員会のホームページでオプトアウト届出事業者を探そうとしてもなかなか見つけられずに苦労する。「オプトアウト届出書検索」というページの名前を「オプトアウト届出事業者一覧」のようにしてはどうか。 ・オプトアウト制度については、今後、届出制から認可制に改めることも考えるべきではないか。 ・記録義務については、記録の保存期間を明確化していただきたい。 ・本人は、ＳＮＳ上で公開したからといって、名簿事業者がオプトアウト制度により第三者に提供することまで想定していない。公開情報であっても守るべきルールはあると思うので、その点を明確化してもらいたい。 ・本人からの開示請求に迅速に対応することや情報を透明化することを担保してもらいたい。 ・自分の個人データが提供されているかどうかを容易に確認できること、オプトアウト権行使の導線がわかりやすく設計されていることをオプトアウト制度の必須要件にしてもらいたい。
事業者の立場	－

２－①　課徴金の導入

【論点１】課徴金納付命令の対象外となる「個人の権利利益を害する程度が大きくない場合」としてどのような場合を規定すべきか。

個人の立場	・違反類型に応じて定める方向性に賛同する。 ・課徴金対象行為が既に絞り込まれてしまっている中で適用除外を安易に広げるべきではない。 ・将来的に個人の権利利益が害されるリスクまで考慮して慎重に検討してもらいたい。 ・課徴金納付命令の対象範囲をつまびらかにすることで悪質な事業者から逆手に取られないようにしてもらいたい。
事業者の立場	・対象をできる限り限定するとともに、課徴金が課されるケースについて判断に迷いが生じないように明確化し、不意打ちのような適用がないようにしてもらいたい。 ・第三者提供の制限違反について、個人データの内容に応じて判断する方向性に賛同する。 ・第三者提供の制限違反をしたものの、利用前に削除したような場合や、第三者提供の制限違反をしたものの、迅速に同意を取得し直した場合は、対象外としてもらいたい。 ・統計特例違反については、萎縮効果が働かないように工夫してもらいたい。例えば、担保措置についても、意図的に講じない場合は対象になるとしても、過失によって違反してしまった場合は対象外としてはどうか。何が違反行為に該当し、課徴金の対象となるのかを整理してもらいたい。

【論点２】課徴金納付命令の対象外となる「個人の権利利益を害する程度が大きくない場合」を規定するに当たって、具体的にどのような場合を想定することが適当であるか。

個人の立場	・課徴金納付命令の対象となる個人データの内容に賛同する。 ・組み合わせることで特定の個人を識別することができる記述等や利用されることで本人が不利益を受けるおそれのある記述等が個人データの内容に含まれる場合も課徴金納付命令の対象としてもらいたい。 ・本人に対して影響を与えることが一般的に想定されない情報はあるのか。何も定めなくてよいではないか。 ・本人の知らないところで情報が取り扱われていることそのものが本人の利益を損なう。本人に影響を与えることが一般的に想定されない情報であることを理由に対象外とすることには慎重になってもらいたい。 ・提供先での利用方法や他の情報との照合可能性についても考慮してもらいたい。
事業者の立場	・課徴金の対象とならない場合の具体例を示してもらいたい。 ・仮名加工情報の加工基準を満たす程度に加工したデータは課徴金の対象とならないことを明らかにしてもらいたい。

	・適用除外となる要件があまりに厳し過ぎると実質的にあらゆる事案が課徴金の対象になってしまう。 ・その他の記述等に該当する記述等の範囲は明確かつ限定的に定めてもらいたい。客観的な基準やそれぞれの類型に含まれない記述等を示してもらいたい。

【論点３】課徴金の算定方法として、どのような方法を規定すべきか。

個人の立場	・算定方法に賛同する。 ・間接的な事業利益、アフィリエイトの報酬、ポイント等も含めて算定することを明確化してもらいたい。 ・違反の事実関係を十分に解明し、事業者や契約形態、取引形態によって算定結果に差が生まれないように算定してもらいたい。
事業者の立場	・データを活用したサービス全体で収益を得ることが多い中で、サービス全体で得た売上げや利益まで算定されてしまうと過大な金額となってしまう。違反行為の直接的な財産的利益に限られることを明確化してもらいたい。 ・違法な部分と適法な部分は按分するなどして合理的に算定してもらいたい。統計特例違反における個人データの保持に起因する部分と正当なＡＩ開発による付加価値も区別してもらいたい。 ・一時的なミスのために不当に巨額なペナルティを負うことのないように課徴金として重視する悪質性や対価の明確な判断基準を示してもらいたい。 ・直接的に関係がある部分を課徴金の対象にしてもらいたい。事例②は課徴金を半額にすべきである。例えば 100 万人分のデータのうち、99 万 9,000 件については同意がきちんと取れていたけれども、一時期同意取得画面の設計がおかしくなっていて、1,000 件について取れていなかったというような場合に全額を課徴金の対象とするのはやりすぎ。

【論点４】合理的な推計方法として、どのような方法を規定すべきか。

個人の立場	・推計方法に賛同する。 ・帳簿書類等を提出しないことで有利になることがないようにしてもらいたい。 ・対価がいくつかあるときに安いものの証拠だけが提出されるおそれがある。それに基づいて推計してよいのか。証拠を提出しないと損をするような推定方法にできないか。
事業者の立場	・弁明の機会に反論する上でも有用であるため、推計の考え方や具体的な算定方法を明確に示してもらいたい。 ・基本料金があって、それに人数や件数に応じて料金が加算されるといった場合もあるため、一律に人数だけで判断するのではなく、他の推測できるものも用いて推定してはどうか。

【論点５】減額のための報告方法等として、どのような内容を規定すべきか。

個人の立場	・報告方法に賛同する。 ・被害の拡大防止や再発防止のために講じた措置、消費者・被害者対応も報告事項にしてもらいたい。 ・報告書の提出日について、オンライン提出の場合はサーバー到達日時、郵便提出の場合は差出日であると定めるなど、基準を明確にしてもらいたい。 ・報告内容の正確性を検証できる資料も添付させるとともに、虚偽の報告や不十分な報告が行われた場合にどうなるのかということを明確化してもらいたい。
事業者の立場	・違法な第三者提供が漏えい等報告の対象になる場合には、漏えい等報告と一本化してもらいたい。 ・自主的な報告や迅速な被害の封じ込めが有力な軽減要素として加味されるような報告方法等としてもらいたい。

【論点６】合併消滅法人、分割等消滅法人が、合併による消滅前において、課徴金の加算・減額の対象であった場合に、存続法人等、特定事業承継子会社等に対する課徴金も加算・減額すべきか。

個人の立場	・加算・減額を適用する方向性に賛同する。
事業者の立場	・課徴金逃れを目的とする場合の加算を適用する方向性・減額を適用する方向性に賛同する。 ・消滅法人の課徴金対象行為が事後的に判明した場合等、存続法人等に帰責性がない場合には、機械的に加算を適用するのではなく、事案ごとに考慮できるようにしてもらいたい。

【論点７】不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法としてどのような方法を規定すべきか。

個人の立場	・インターネットで公表する方向性に賛同する。 ・インターネットで構わないので容易に検索できるようにしてもらいたい。
事業者の立場	－

【論点８】課徴金納付命令に関し必要な事項として、どのような事項を規定すべきか。

個人の立場	・必要な事項を定める方向性に賛同する。

事業者の立場	－

【その他】

個人の立場	・課徴金制度が機能するかは執行にかかっているので委員会を応援している。 ・将来的には安全管理措置義務違反も課徴金対象行為に加えてもらいたい。 ・子供の個人情報に関して違反行為が行われた場合には本人の数が千人以下でも課徴金納付を命ずることができるようにしてもらいたい。 ・本人の数が千人を超えないときは課徴金納付命令ができなくなる規定を将来的には撤廃してもらいたい。 ・課徴金額を違反行為等の直接的な対価に限定する今回の課徴金制度で十分かどうかは別途検討してもらいたい。 ・減額のための報告をした場合には、報告書面をウェブサイトで公表することとしてはどうか。 ・課徴金対象行為が既に絞り込まれてしまっている中で減額する仕組みまで必要だったのか。 ・減額の前提として、本人通知が行われているか、再発防止策が講じられているかということも重要ではないか。 ・課徴金納付命令が確定した場合には、違反事業者の名称、事案の概要等を一般に公表することとしてはどうか。 ・課徴金制度の導入の背景として個人による請求に限界があることが過去に説明されていたが、課徴金納付を命じても個人の請求に資することはないので、将来的な消費者団体訴訟制度の導入に期待したい。
事業者の立場	・対価を得ていなければ課徴金の対象とならないことを明確化してもらいたい。 ・具体的にどのような場合には相当の注意を怠った者と評価されて課徴金の対象となるかを明確化してもらいたい。